

平成 14 年 4 月
消 防 庁

消防法の一部を改正する法律案の概要について

最近における火災の実態等にかんがみ、
消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査
及び措置命令に係る規定の整備を図り、罰則の引上げ等を行う
防火対象物における防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期
点検報告制度を設ける
避難上必要な施設等の管理を義務付ける
等の改正を行う。

1. 違反是正の徹底

(1) 立入検査の制限の見直し

時間制限の廃止 : 営業時間又は日中 ⇒ 全時間帯

証票提示の相手方の拡大 : 所有者等 ⇒ 関係のある者(請求時)

(2) 措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化

例: 使用禁止命令

火災予防上必要があると認める場合

⇒ 措置命令(消防用設備等、防火管理業務に係る命令等)の不履行のため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合等

(3) 措置命令を行い得る主体の拡大

物件の除去等一定の措置命令 : 消防長又は消防署長 ⇒ 消防吏員

(4) 措置命令等を発した場合の公示義務付け

2. 防火管理の徹底

(1) 防火対象物の定期点検報告制度(資格者による防火管理業務等に関する定期点検報告制度)の導入

(2) 法令を遵守している防火対象物の点検報告義務免除の認定

(3) 点検済表示、認定表示制度の導入

3. 避難・安全基準の強化

避難上必要な施設(廊下、階段、避難口等)等に物件がみだりに存置されないよう管理を義務付け

4. その他

(1) 罰則の強化 : 措置命令等違反に対する罰則の引上げ、両罰強化

(2) 関係機関との連携強化 : 消防長等の関係官公署への照会等

(3) 消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の公益法人要件を撤廃

5. 施行期日

公布日から6月(点検報告制度は1年6月)以内で政令で定める日

消防法の一部を改正する法律案のポイント

法改正の理由・目的

新宿区歌舞伎町ビル火災

延べ面積500㎡程度の小規模なビルで発生したにも関わらず、44名の死者を出した

昭和57年のホテルニュージャパン火災(死者33名)以来の大惨事



防火管理違反等の消防法令違反等が主な要因

消防法令違反の状況

小規模雑居ビル一斉立入検査
⇒ 消防法令違反があるものが9割超等

防火対象物全般で消防法令違反が横行

防火管理者未選任 ...約3割
消防計画未作成 ...約4割

違反是正の徹底

防火管理の徹底

避難・安全基準の強化

改正の内容

1.違反是正の徹底

(1)立入検査の制限の見直し(第4条)

ア.時間制限の廃止

営業時間又は日中 ⇒ 全時間帯

イ.証票提示の相手方の拡大

所有者等 ⇒ 関係のある者(請求時)

(2)措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化(第5条、第5条の2)

例:(使用禁止命令)措置命令の不履行のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等

(3)措置命令を行い得る主体の拡大(第5条の3)

...物件の除去等一定の措置命令

消防長又は消防署長 ⇒ 消防吏員

(4)措置命令等を発した場合の公示義務付け(第5条~第5条の3等)

2.防火管理の徹底

防火対象物の定期点検報告制度の導入

(1)資格者による防火管理業務等に関する定期点検報告制度の導入(第8条の2の2)

(2)法令を遵守している防火対象物の点検報告義務免除の認定(第8条の2の3)

(3)点検済表示、認定表示制度の導入(第8条の2の2、第8条の2の3)

自ら資格を取得し、点検をすることが可能

3.避難・安全基準の強化

避難上必要な施設等の管理の義務付け

...避難上必要な施設(廊下、階段、避難口等)等に物件がみだりに存置されないよう管理することを義務付け(第8条の2の4)

4.その他

(1)罰則の強化

措置命令等違反に対する罰則の引上げ、両罰強化(第9章)

(2)関係機関との連携強化

消防長等の関係官公署への照会等(第35条の10)

(3)公益法人要件の撤廃

消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の公益法人要件の撤廃(第21条の46)